

# 公の施設に係る使用料等の見直し方針(案)

米原市

## 目 次

はじめに	3
第1章 使用料等の見直しの基本的な考え方	3
第2章 使用料の算定方法	4
第3章 手数料の算定方法	9
第4章 使用料等の調整	10
第5章 使用料等の減免措置	11
第6章 使用料の指定管理施設における取扱い	12
第7章 使用料等の見直しの手続	12

## はじめに

市の施設を利用する場合や証明書の発行等を受ける場合など、特定の人からサービスを受け、利益を得る場合には、その人(受益者)から「受益者負担」として応分の対価(使用料や手数料等)をいただいています。これは、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を図るという考え方に基づくものですが、現状、受益者負担だけではサービス提供に係る全てのコストを賄うことができないため、その差額は公費(市民の税金等)で負担しています。

本市では、平成27年4月に使用料の料金設定の見直しを行いました。これ以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により統一的な見直しを行っていないため、令和元年度の消費税および地方消費税の税率引上げによる経費の増加、社会経済情勢やサービスの利用実態等の変化に対応できていません。また、手数料については、合併以降統一的な見直しできていません。

使用料および手数料の収入の不足分を税金等で賄うことは、結果として社会福祉等の本来公共が負担すべき財源を圧迫するほか、更新費用の負担を将来世代へ先送りしてしまうこととなり、将来にわたる安定した公共サービスの提供が難しくなります。継続して安定した公共サービスの提供を可能とするためにも、公の施設の在り方や持続可能な公共サービスの提供といった観点から、受益者負担の適正について検証が必要であることから、公の施設に係る使用料等の見直し方針を策定し、以後、当該方針に沿って、受益者負担の適正化を進めていきます。

## 第1章 使用料等の見直しの基本的な考え方

### 1 受益者負担の原則について

使用料および手数料(以下「使用料等」という。)は、特定の人からサービスを利用し受益関係が生じる場合、サービスの利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであり、利用者であれば一定の料金を負担することが原則となります。

また、その料金については、受益の範囲内において適正な料金設定が必要であり、サービスの公共性の程度に基づいて、利用者が負担すべき部分と公費で負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

受益者負担の適正化においては、利用者と未利用者、現在と将来世代の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保することとします。

### 2 使用料等の算定根拠の明確化について

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者が負担する部分と公費で負担する部分を明確にするとともに、各施設間の使用料等で不平等が生じないように、共通の方法を設定することとします。

### 3 定期的な見直しの実施について

使用料等の額については、社会情勢の変化に応じた行政サービス内容、公の施設の在り方等を勘案した上で、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行います。

### 4 使用料等の見直しの対象となる範囲について

使用料等の見直しの対象範囲は、次のとおりです。

#### (1) 見直しの対象

使用料: 条例において定められている公の施設の使用料

手数料: 米原市手数料条例(平成17年条例第53号)別表に掲げる手数料等

#### (2) 見直しの対象外

使用料: 宿泊施設および駐車場等の収益性の高い施設で個別に見直すべきもの等(P8参照)

手数料: 国、県等の基準により裁量の余地がないもの

手数料: 契約書・協定書等で別途定めているもの

手数料: 土地・建物等の財産価値を基準とする占用料や目的外使用料等

### 5 使用料等の見直しに関する基本方針について

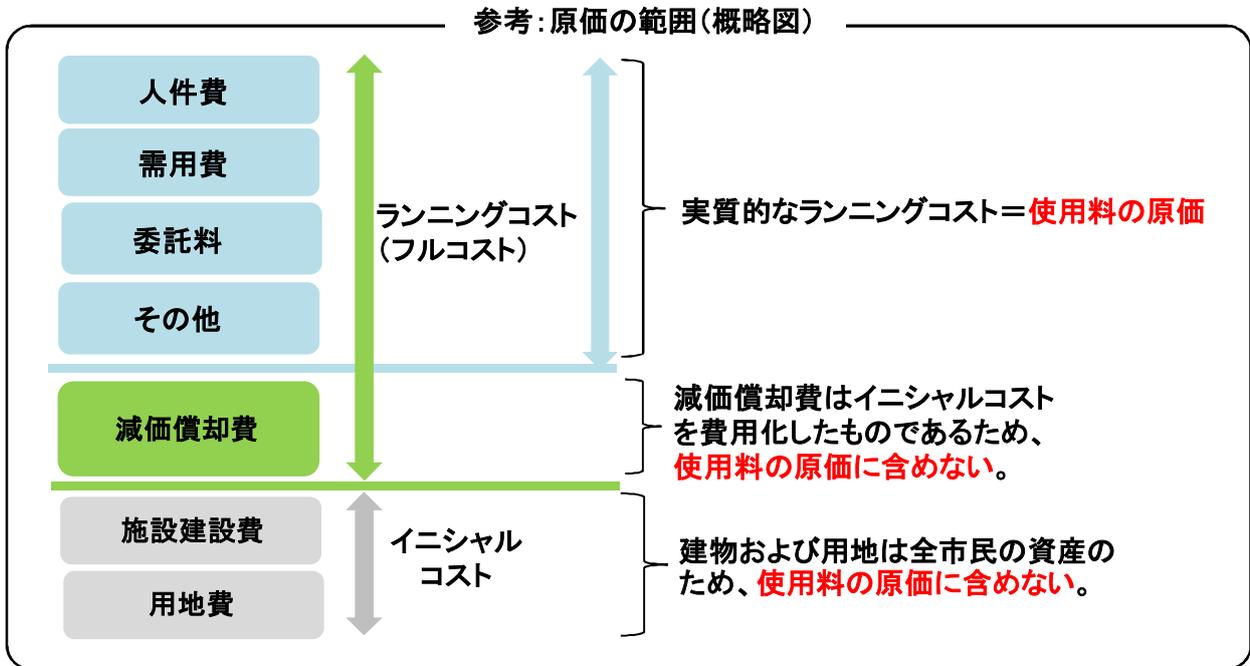
使用料等の見直しに当たっては、次の事項を基本に行います。

- ① 料金設定に当たり、原価算定方式により算定します。
- ② 公費負担と受益者負担の負担割合を明確にします。
- ③ 減免措置の統一化・適正化を図ります。
- ④ 受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じます。

## 第2章 使用料の算定方法

使用料は、原価算定方式により算出します。原価は、実質的なランニングコスト分を原価の範囲とし、受益者負担割合は、施設を公共性や必需性の観点から9つに分類した負担割合とします。

$$\text{使用料} = \text{原価算定方式} \times \text{受益者負担割合}$$



### 1 原価に含む費用

行政サービスに対する適正な負担を求めるため、施設の維持・運営にどれだけの経費がかかっているかを明らかにする必要があります。行政サービスの原価に算入する経費は下記の表のとおりとし、この経費の過去3か年決算額の平均を使用して原価を算定します。

#### (1) 原価に含む費用

項目	説明
人件費	
報酬	施設の維持管理業務に直接従事する職員に係る人件費(会計年度任用職員含む。) なお、人件費は平均人件費に維持管理業務に従事した人員数を乗じたものとします。
給料	
職員手当等	
共済費	
物件費	施設の維持管理や運営上必要な経費(長寿命化や大規模修繕等の普通建設事業費は除く。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、火災保険料等
委託料	清掃、点検等(施設の維持管理に係るもの)
使用料及び賃借料	コピー機借上料、土地借上料等
備品購入費	1件50万円未満
その他	その他施設の維持管理および運営に要する費用

\* 指定管理者制度導入施設の原価は次の2つを合算したものとします。

- ① 指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用(自主事業分を除く、人件費および物件費等の合計額)
- ② 市が支出する費用(指定管理者負担を超える修繕料、火災保険料、予約システム使用料等)

## (2) 原価に含まない経費

項目	説明
施設の建設に要した費用、大規模修繕等	公共施設は、住民の福祉の増進を目的として設置された市民全体の財産であるため、建設等に要する費用は、公費で負担する費用として原価に含めない。
用地取得費	用地は、施設の除却後も資産として残るため、公費で負担する費用として原価に含めない。
減価償却費	減価償却費は、施設整備費や用地取得費の経費が費用化されたものであるため、原価に含めない。
備品購入費	1件50万円以上のものは、資本的費用に準ずるものとし、公費で負担する費用として原価に含めない。
災害復旧費等、臨時的に要した費用	臨時的な費用は、通常のサービスための経費と直接関連しない経費であるため、公費で負担する費用として原価に含めない。
その他	貸館以外の事業(イベント等)に要した費用やテキスト代など、その事業に参加した特定の受益者にのみ発生する経費であるため、原価に含めない。

## 2 原価の算定方法

原価の算定方法は、施設の使用 방법에合わせてA方式あるいはB方式で求めます。A方式は、ホールや会議室など、一定の区画を貸切等で利用できる施設に適用します。B方式は、プールや資料館など複数人が同時に同一条件で利用できる施設に適用します。

### A方式(面積基準)

$$\text{原価} = (\text{貸出に係る人件費および物件費}) \div \text{総貸出面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積}$$

#### A方式(面積基準)の計算例

人件費	5,000,000円	①
物件費	3,000,000円	②
総貸出面積	1,000m <sup>2</sup>	③
年間使用可能時間	2,000時間	④ (1日8時間×250日)
貸出面積	50m <sup>2</sup>	⑤
原価	200円/時間	⑥ = (①+②) ÷ ③ ÷ ④ × ⑤

\* 算出した原価に施設ごとに設定する受益者負担割合を乗じて、最終的な使用料の原価を求めます。

\* 受益者負担割合の設定については、P6～7を参照してください。

例: 使用料100円 = 200円/時間 × 受益者負担割合50%

### B方式(人数基準)

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

#### B方式(人数基準)の計算例

人件費	5,000,000円	①
物件費	3,000,000円	②
年間施設利用者数	8,000人	③
原価	1,000円/人	④ = (①+②) ÷ ③

\* 算出した原価に施設ごとに設定する受益者負担割合を乗じて、最終的な使用料の原価を求めます。

\* 受益者負担割合の設定については、P6～7を参照してください。

例: 使用料500円 = 1,000円/人 × 受益者負担割合50%

## 3 附帯設備使用料の算定

附帯設備使用料は施設ごとに検証し、使用料算出方法等に準じて適切な額を設定することとします。

#### 4 受益者負担割合の算定方法

受益者負担の原則により、受益者には応分の負担を求めますが、公の施設は多種多様にわたり、施設ごとに設置目的や、提供されるサービスの内容が異なります。そのため、施設の特性に応じて、利用者と行政が関与する割合(受益者負担と公費負担の割合)を定め、施設を利用する人と利用しない人の均衡を図ることとします。

受益者負担割合の設定に当たっては、施設ごとに行政の関与すべき度合いを、民間で提供することが可能かどうか(公共性)とそのサービスが日常生活で必ず必要かどうか(必需性)の2つの観点から受益者負担割合を設定します。

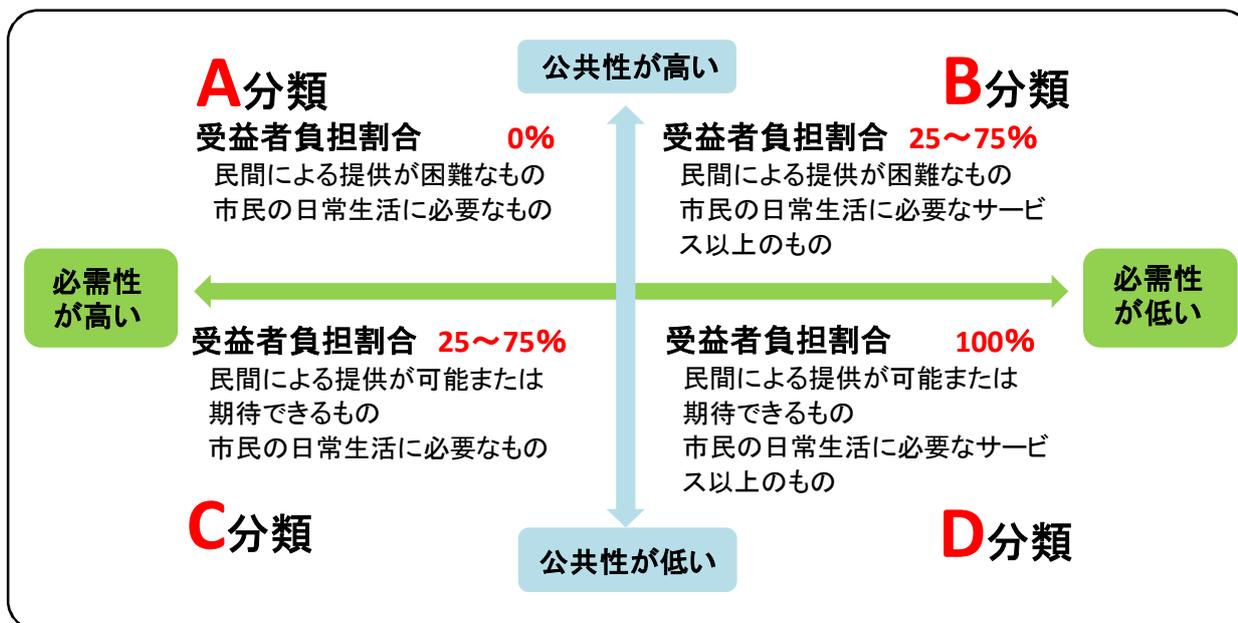
##### (1) 施設サービスの分類(公共性の観点)

分類	サービスの性質	公費負担	受益者負担
公共性が高い	収益性が極めて低く、民間による提供が困難なもの 民間に同種・類似するサービスを提供している事例がない施設	高い	低い
公共性が中程度	民間では提供されにくく、一定の公共性を有するもの	中程度	中程度
公共性が低い	収益性が高く、既に行政と民間で競合しているもの 民間に同種・類似するサービスを提供している事例がある施設	低い	高い

##### (2) 施設サービスの分類(必需性の観点)

分類	サービスの性質	公費負担	受益者負担
必需性が高い	市民の日常生活において必要性が高いもの 知識や教養を普及啓発するための施設	高い	低い
必需性が中程度	一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設	中程度	中程度
必需性が低い	市民の日常生活に必要なサービス以上のもの 個人が趣味やレクリエーションのために使用する施設	低い	高い

##### (3) 施設サービスの分類(公共性と必需性)を組み合わせたマトリックス表



## 5 受益者負担割合の決定

見直し対象施設をサービスの性質により分類し、その組み合わせにより、施設の性質に基づく公費と受益者の負担の割合を適切に使用料に反映させるため、受益者負担割合を次のとおり設定します。

		<span style="float: left;">必需性が高い</span> <span style="float: right;">必需性が低い</span>		
		高い	中程度	低い
公共性が高い	高い	<b>A分類</b> <b>受益者負担割合0%</b> 民間によるサービスの提供が無く、大半の市民が必要とするサービス ・小学校 ・中学校 ・図書館 ・道路 ・公園など	<b>B-1分類</b> <b>受益者負担割合25%</b> 民間によるサービスの提供が無く、一部の市民に必要なサービス ・該当なし	<b>B-2分類</b> <b>受益者負担割合50%</b> 民間によるサービスの提供が無く、市民が選択して利用するサービス ・文化ホール
	中程度	<b>C-1分類</b> <b>受益者負担割合25%</b> 民間によるサービスの提供が少なく、大半の市民が必要とするサービス ・資料館、歴史館(入場料施設)	<b>B-3・C-3分類</b> <b>受益者負担割合50%</b> 民間によるサービスの提供が少なく、一部の市民に必要なサービス ・会議室(和室、研修室等) ・多目的室 ・展示室 ・調理室	<b>B-4分類</b> <b>受益者負担割合75%</b> 民間によるサービスの提供が少なく、市民が選択して利用するサービス ・スポーツ施設 ・学校体育施設 ・フィットネスルーム ・プール(入場料施設)
	低い	<b>C-2分類</b> <b>受益者負担割合50%</b> 民間によるサービスの提供が期待でき、大半の市民が必要とするサービス ・該当なし	<b>C-4分類</b> <b>受益者負担割合75%</b> 民間によるサービスの提供が期待でき、一部の市民に必要なサービス ・コンベンションホール	<b>D分類</b> <b>受益者負担割合100%</b> 民間によるサービスの提供が期待でき、市民が選択して利用するサービス ・入浴施設(入場料施設) ・非公募型指定管理施設

マトリックス表内の用語	説明
文化ホール	舞台、客席および音響等の設備を有し演劇やコンサート等に利用される施設
会議室等	各施設の会議室、和室、研修室等で集会等に利用される施設
多目的室	多目的に利用される施設
展示室	展示会や作品の発表会等に利用される施設
調理室	調理等に利用される施設
スポーツ施設	グラウンド、テニスコート、体育館等のスポーツ等に利用される施設
学校体育施設	各小中学校の運動場、体育館、柔剣道場
フィットネスルーム	トレーニングマシン等の設備を有する施設
コンベンションホール	本庁舎の立地特性を生かした広域交流機能を有する施設
プール(入場料施設)	山東B&G海洋センター、伊吹B&G海洋センター
資料館、歴史館(入場料施設)	伊吹山文化資料館、柏原宿歴史館、醒井宿資料館
入浴施設(入場料施設)	伊吹薬草の里文化センター
非公募型指定管理施設	甲津原交流センター

## 6 使用料見直しの対象外施設

使用料の見直しは、使用料を徴収することができる公の施設を対象にしていますが、次に掲げる施設は対象外とします。

区分	施設
法令等により、使用料を徴収することができない施設	小学校、中学校、図書館など
法令等により、独自の根拠に基づいて算定方法が定められているものおよび国や県の基準により算定しているもの	市営住宅、改良住宅、保育所など
利用者が不特定多数のため、受益者を特定し、負担を求めることが適切でない施設	道路、公園など
地方公営企業法を適用し、独立採算を目指す施設	水道、下水道
使用料収入により運営する収益性の高い施設で、本方針になじまない施設	グリーンパーク山東、近江母の郷文化センター、駐車場

## 7 その他使用料の設定条件

区分	設定条件
料金の単位	100円単位(100円未満の端数がある場合は切上げ) ※入場料施設は除く。
設定の単位	1時間単位(1回または1泊など1時間単位がなじまない施設は除く。)
消費税等の取扱い	消費税等の課税対象である資産の譲渡等(資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供)に該当するため、消費税等を転嫁します。
冷暖房費、照明料の取扱い	使用料は、冷暖房費、照明料を含めた金額とします。一部の特殊な空調設備および照明設備については、別途照明料を設定します。

## 8 市外居住者の取扱い

維持管理経費に係る公費負担部分の大部分が市民の税金により賄われていることから、市外居住者が使用する場合は、受益者負担の観点から受益者負担割合を100%とすることが望ましいと言えます。また、市民利用の優先性を確保する必要もあることから、市外居住者および市外に所在する団体等が使用する場合は、2倍以上にした金額にできることとします。

## 9 営利目的の取扱い

公の施設という性質から営利行為の使用は、幅広く認めているわけではありませんが、施設の活用等の観点から、次の施設については営利目的の使用を認めています。ただし、営利目的で使用する場合は、2倍以上にした金額、市外居住者および市外に所在する団体等が使用する場合は、4倍以上にした金額にできることとします。

対象施設
山東学びあいステーション、米原学びあいステーション、近江学びあいステーション、伊吹薬草の里文化センター、市民交流プラザ、近江はにわ館、本庁舎

## 10 入場料を設定して使用する場合は取扱い

利用者が入場料として1,000円以上徴収して使用する場合は、受益者負担の観点から受益者負担を100%にした使用料とします。

### 第3章 手数料の算定方法

手数料は、原価算定方式により算出します。1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出します。受益者負担割合については、使用料の考え方と異なり、その役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるため、受益者負担割合は100%とし、近隣自治体との均衡を勘案して算定します。

$$\text{原価} = 1\text{分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費} \div \text{年間処理件数}$$

#### 1 原価に含む費用

行政サービスの原価に算入する経費は次のとおりとし、この経費の過去3か年決算額の平均を使用して原価を算定します。

項目	説明
人件費	
報酬	受付、調査、処理、交付等に直接従事する職員に係る人件費(会計年度任用職員含む。)なお、人件費は平均人件費に上記の業務に従事した人員数を乗じたものとします。
給料	
職員手当等	
共済費	
物件費	受付、調査、処理、交付等の運営上必要な経費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費等
委託料	システム保守等
使用料及び賃借料	機器の借上料等
その他	その他のサービスの提供に必要な経費

#### 計算例

人件費/分	40円	①
処理時間(分)	5分	②
物件費	300,000円	③
年間処理件数	3,000件	④
原価	300円	⑤ = (① × ②) + (③ ÷ ④)

#### 2 その他手用料の設定条件

区分	設定条件
料金の単位	100円単位(100円未満の端数がある場合は切上げ) ※国・県等の基準によるもの等を除く。
消費税等の取扱い	消費税等の課税対象ではないため転嫁しません。ただし、コピー料金等の一部の手数料については、課税対象となるため消費税等を転嫁します。

## 第4章 使用料等の調整

### 1 激変緩和措置

使用料等を算定した結果、現行の使用料等を大幅に上回る場合となる場合、利用者の負担が急激に増加し、結果として施設の使用料収入の低下を招くおそれがあります。一方、現行の使用料等を大幅に下回る場合、近隣自治体や民間施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招くおそれがあります。

このため、使用料等の改定に当たっては、次のとおり使用料等の上限と下限を定め、段階的に適正な額へ近づけていくこととします。

#### 激変緩和措置率

現行使用料等	改定上限	改定下限
500円以下	現行使用料等 × 1.5倍	現行使用料等 × 0.5倍
500円超～1,000円以下	現行使用料等 × 1.4倍	現行使用料等 × 0.6倍
1,000円超～5,000円以下	現行使用料等 × 1.3倍	現行使用料等 × 0.7倍
5,000円超～10,000円以下	現行使用料等 × 1.2倍	現行使用料等 × 0.8倍
10,000円超	現行使用料等 × 1.1倍	現行使用料等 × 0.9倍

#### 計算例(1.5倍上限)

現行料金	300円	①
算定した原価	600円	②
激変緩和措置率上限	1.5倍	③
調整計算	450円	④ = ① × ③
端数調整	500円	⑤ (100円未満の端数切上げ)

#### 計算例(1.3倍上限)

現行料金	1,500円	①
算定した原価	2,200円	②
激変緩和措置率上限	1.3倍	③
調整計算	1,950円	④ = ① × ③
端数調整	2,000円	⑤ (100円未満の端数切上げ)

#### 計算例(0.6倍下限)

現行料金	900円	①
算定した原価	400円	②
激変緩和措置率上限	0.6倍	③
調整計算	540円	④ = ① × ③
端数調整	600円	⑤ (100円未満の端数切上げ)

### 2 施設の新旧に係る使用料の考え方

新しい施設は、修繕費などの維持管理経費が低廉に抑えられるため、使用料が安く算定される一方で、利用者の快適性や満足度が高まることから、使用料を高くしても良いという考え方もあります。

このような相反する考え方がありますが、基本的には、同一目的の施設であれば、同程度のサービスを提供できるため、使用料も同一とする方が利用者にとってわかりやすいと言えます。

このことから、施設の古い、新しいに関わらず、同一目的の施設等については、同一の使用料設定とします。

### 3 類似施設間の統一的な使用料の調整

同種および類似する施設は、施設間の均衡を図るため類似施設をグループ化し、グループ内で同一の使用料設定とする調整を行えることとします。

## 第5章 使用料等の減免措置について

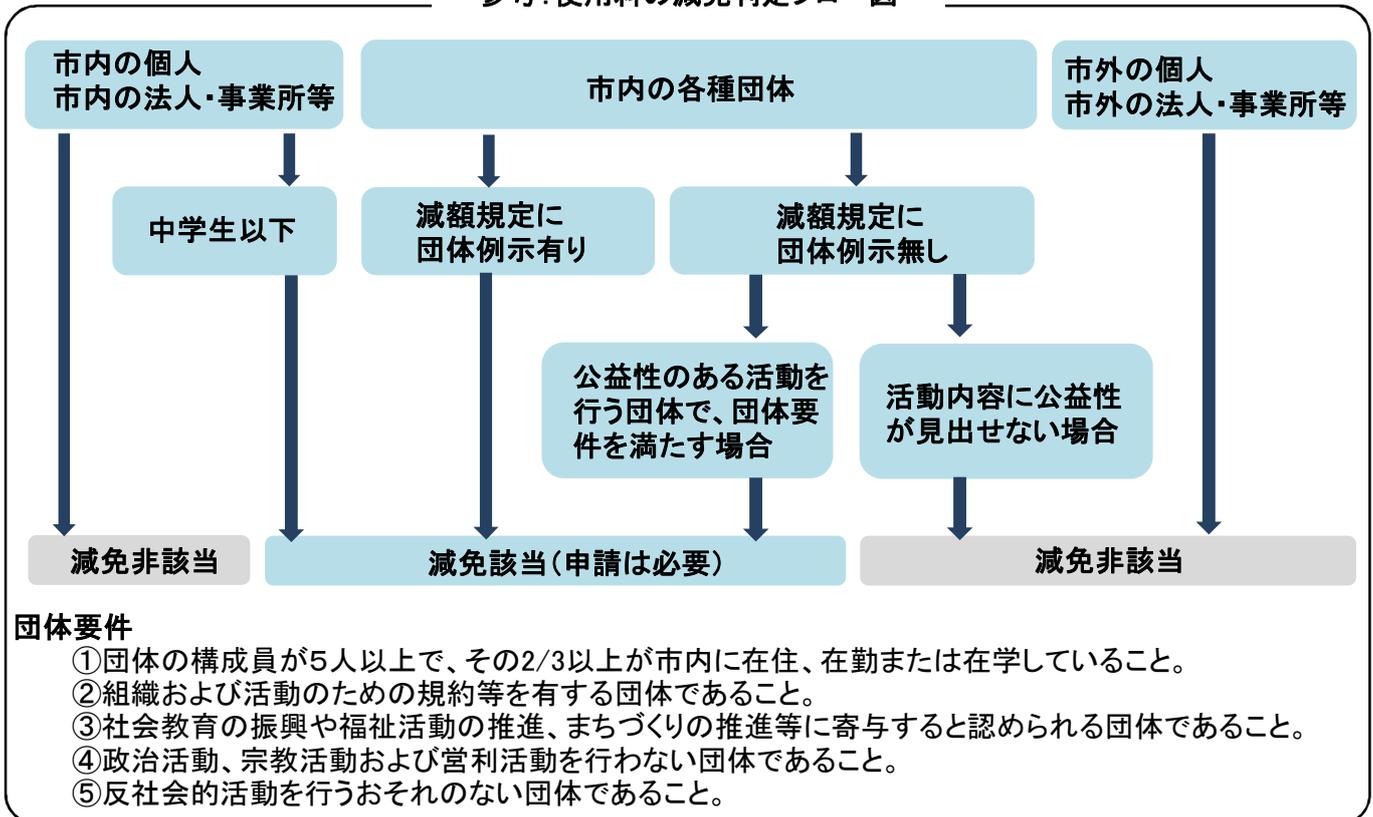
使用料等の減額または免除(以下「減免」という。)措置は、政策的な配慮に基づいて実施するものであり、「受益者負担の原則」の例外的な取扱いとなります。減免措置を行う場合、本来受益者が負担すべき費用を公費で負担することとなるため、限定的かつ特例的に行う必要があります。

### 1 使用料の減免措置

使用料の減免基準は、次のとおりです。

基準項目	施設使用料	附帯設備等
市(市の行政機関および市の付属機関等を含む。)が主催または共催により使用する時	免除	免除
指定管理者が施設の設置目的に合致する活動で使用する時	免除	免除
中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)が使用する時	免除	
各施設の設置目的に応じた減額規定を適用するとき(ただし、照明料および冷暖房費は除く。)	1/2減額	
特別の事由があると市長が認める場合(使用の都度、決定する。)	減免	減免

参考:使用料の減免判定フロー図



### 2 手数料の減免措置

手数料の減免基準は、次のとおりです。

基準項目	手数料
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から請求があったとき	減免
官公署から請求があったとき	減免
市長が特に必要があると認めるとき	減免

## 第6章 使用料の指定管理施設における取扱い

指定管理施設における使用料は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者が利用料金を設定し、利用者から直接徴収することとしています。これまでは、市が設定した使用料の範囲内で指定管理者が利用料金を設定できることとしていましたが、施設経営の基本的な要素である料金設定について、更なる指定管理者の主体性を発揮するため、使用料等の見直しに合わせて、次のとおり利用料金が設定できるようにします(承認料金制度)。

また、減免措置については、市の減免措置の規定は適用されませんが、指定管理者が自らの権限において行うことができる行為として設定されることになります。

なお、指定管理者が利用料金や減免措置を設定するには、市の承認が必要となります。

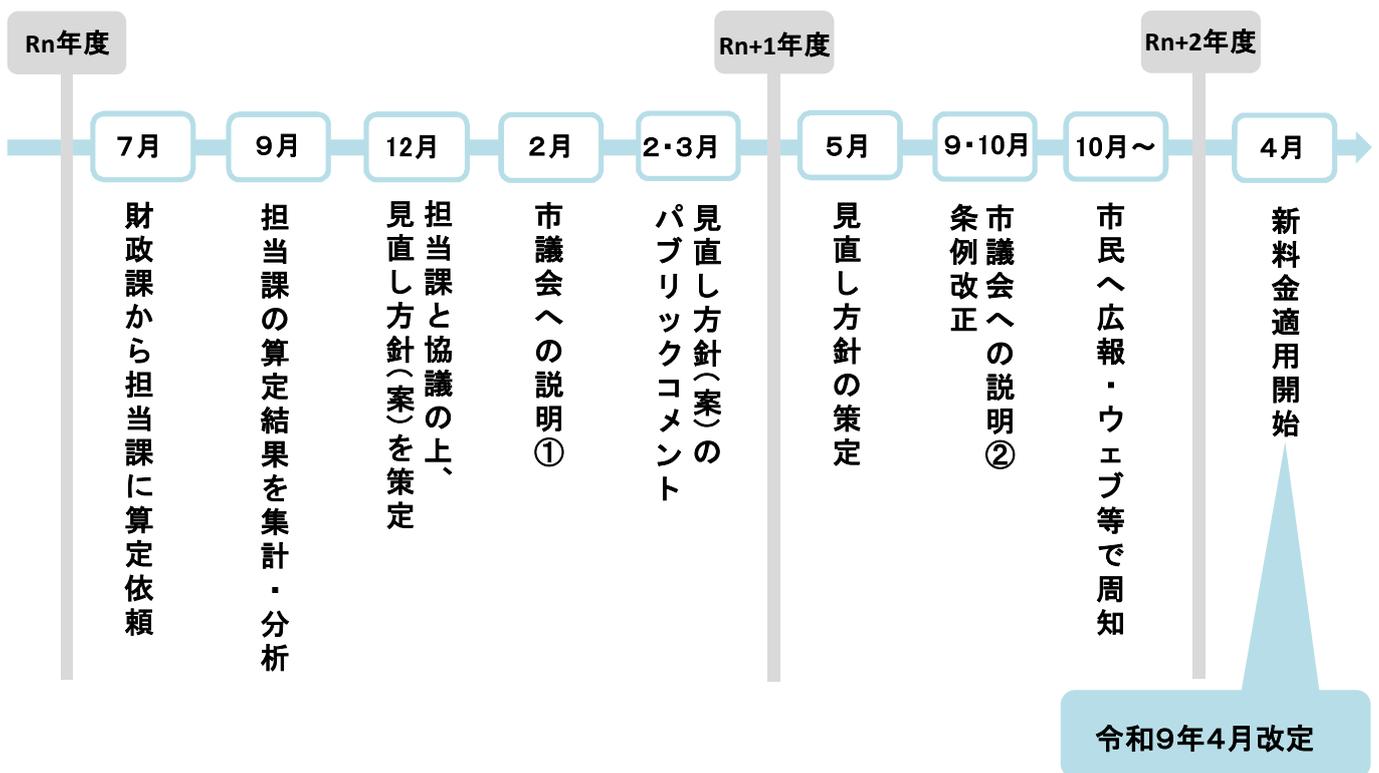
$$\text{指定管理施設の利用料金} \leq \text{使用料} \times 1.5\text{倍}$$

## 第7章 使用料等の見直しの手続

使用料等の見直しは、受益者負担の公平性と運営改善努力を確保するため、おおむね5年ごとに見直しを実施します。

このため、使用料等の算定は毎年度実施して経過を把握するとともに、現行使用料等が適正か点検・分析を行います。

### 1 使用料および手数料改定の手続の標準的なスケジュール



### 2 毎年度実施作業のフロー図

